振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第３条第１項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）別表第１の 23 の２（1）の規定に基づき指定する地域を１のとおり指定し、同法第４条第１項及び同条例別表第１の 23 の２（4）の規定及び静岡県事務処理の特例に関する条例に基づき特定工場等において発生する振動の規制基準を２のとおり定める。

１　特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）別表第 1 の 20 の２（1）の規定に基づく指定地域及び同法第４条第１項及び同条例別表第 1 の 20 の２（4）の規定に基づく騒音の規制基準（平成 23 年清水町告示第 24 号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）

２　特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分			規制基準	
種別		該当区域	昼間 (午前8時から午後8時まで)	夜間 (午後8時から翌日午前8時まで)
第1種区域	1	騒音規制法に基づく第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
	2	騒音規制法に基づく第2種区域	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域	1	騒音規制法に基づく第3種区域	70 デシベル	60 デシベル
	2	騒音規制法に基づく第4種区域	70 デシベル	65 デシベル

指定地域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

備考　この表において、騒音規制法に基づく第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第３条第１項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）別表第１の20の２（1）の規定に基づく指定地域及び同法第４条第１項及び同条例別表第１の20の２（4）の規定に基づく騒音の規制基準（平成23年清水町告示第24号）の別表の第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域をいう。